

バス車内、バスターミナル等における テロ対策マニュアル

令和5年3月



国土交通省

目 次

はじめに.....	1
第1章 テロ発生を未然に防止するための取り組み.....	2
(1) バス事業者の対策.....	2
コラム1 テロ対策訓練を実施されたバス事業者、バス協会から学ぶ.....	3
コラム2 運転者への連絡 Yes/No で答えられる質問例.....	4
(2) バスターミナル.....	5
コラム3 巡回・警戒のポイント.....	6
コラム4 先進的警備システムの活用.....	8
第2章 不審者・不審物発見時の対応.....	9
(1) 不審者への対応.....	9
(2) 不審物発見時の対応.....	10
第3章 予告電話を受けた際の対応.....	11
(1) 予告電話受電時の対応.....	11
(2) 予告電話受電後の対応.....	11
第4章 テロ発生時の対応.....	13
(1) バスジャックへの対応.....	13
(2) 爆発物や生物・化学剤への対応.....	15
第5章 テロ対策の体制の構築.....	17
(1) 緊急連絡網の整備.....	17
(2) 応援体制の整備.....	17
(3) 対策本部.....	18
さいごに.....	18

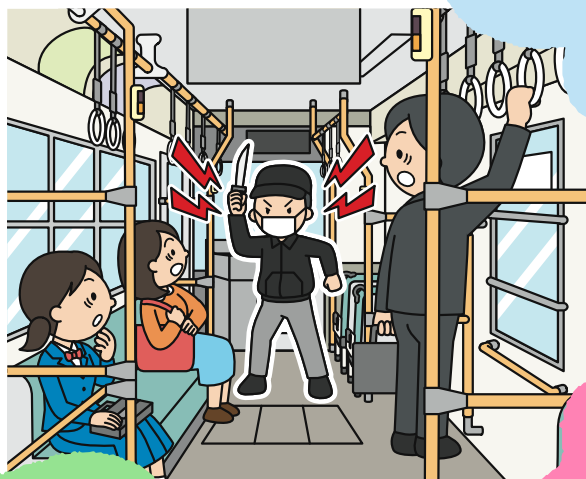
はじめに

海外において、バスを対象とした同時爆破テロが発生しており、日本においても、2000年のバスジャック以降自動車に関連するテロへの脅威が高まっています。

国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、今後予定される大規模イベント等に向け、バス車内、バスターミナル等におけるテロ対策マニュアルを策定しました。本マニュアルを参考として、各社にあったページをご活用ください。

普段、どういうところに
気を付ければいいのかろう？

事前にできる対策は
なんだろう？



もしもの時の
準備が知りたい

今の警備体制で
大丈夫かな？

第1章 テロ発生を未然に防止するための取り組み

テロ対策において最も重要なことは、テロ発生を未然に防ぐことです。

日常的に巡回・警戒を行い、不審者がいないか・不審物がないかを確認するとともに利用者への協力要請も必要となります。また、テロ発生を想定した訓練を行い、テロ発生時に適切に対応できるよう備えておくことも重要です。

(1) バス事業者の対策

1) 巡回・警戒

- ・警戒要員等を主要バス乗降場に派遣して不審者・不審物に対する警戒を実施
- ・営業所・車庫内外の巡回
- ・主要営業所・車庫、主要駅のバス停における巡回

2) 不審者・不審物対策

- ・始業・終業時等、起終点における車内の点検
- ・終業後のドアロックの徹底
- ・不審者情報等の警察への連絡の徹底
- ・車庫の出入り管理の徹底

3) 機器等の事前準備や利用者への協力要請

- ・車外の歩行者・一般車両に対し、警察への通報を求める非常用防犯灯や SOS 等を表示できる機器等の設置
- ・被害車両の位置を把握するための GPS 装置の設置
- ・映像や音声により車内の状況を把握するための通信機器の設置
- ・ポスターの掲示や車内アナウンス等による不審者・不審物発見、危険物持ち込みの禁止等の警戒強化や協力要請

【警戒強化時】

- ・不審者・不審物の早期発見に対する協力要請の強化

4) テロを想定した訓練の実施

- ・警察、消防等と連携し、テロ発生を想定した実践的な訓練の実施

コラム1 テロ対策訓練を実施されたバス事業者、バス協会から学ぶ

テロ発生時を想定した従業員の対応や社内連絡体制の確認、警察との連携方法の習熟などを目的として、バス事業者やバス協会と警察が連携したテロ対策訓練が行われています。

座学での講習に加え、テロ発生状況を想定した車両や施設を利用した訓練を行うことで、適切に対応できるよう備えておくことも重要です。

- ❖ 有効なテロ対策
 - ❖ 内部で使用する隠語の作成
 - ❖ テロ対策訓練の継続、かもしれない訓練



出典：滋賀県バス協会ホームページ
2021. 12. 15

- ❖ テロ対策の見直し
 - ❖ GPS 機能、非常ボタンの装着
 - ❖ 無線以外の連絡方法の検討
 - ❖ 「考えて行動する訓練」の実施



出典：山口県バス協会ホームページ
2022. 1. 24

- ❖ 訓練を行った際の課題点や感想
 - ❖ 他者への周知方法の検討が必要
 - ❖ 子どもや高齢の方への対応をどうするか
 - ❖ 落ち着いて行動することが大切
 - ❖ 警察にいかに早く通報できるか
 - ❖ 直前の変更等による関係各所への連絡不調
 - ❖ 乗客の精神的なケアをどうするか



出典：山梨県バス協会ホームページ 2020. 1. 20



バスジャックされた場合、外部への連絡は限定されている。
安全装置の早期設置の検討が必要（文字による緊急対応等）

出典：山形県バス協会ホームページ 2022. 7. 20

コラム2 運転者への連絡 Yes/No で答えられる質問例

緊迫した状況下にある車内にいる運転者が言葉で表現することが難しい場合もありますので、簡単に Yes/No で回答できる質問が望ましいと考えられます。

また、過度に運転者に連絡を取ることで犯人を刺激し、状況を悪化させてしまうこともあるため、最低限の項目により車内の状況を把握することに努めましょう。

最低限の確認項目

- ☞ 単独犯か複数犯かが分かる内容
- ☞ 要求事項の有無
- ☞ 凶器所持の有無
- ☞ 犯人の興奮状態
- ☞ 外部との連絡を遮断されているか

車内や犯人の状況を踏まえて、追加の質問は以下のようなものが考えられます。

凶器について

- ✖ 凶器は持っているか
- ✖ 刃物が
- ✖ 果物ナイフのような小さめのものが
- ✖ 拳銃のようなものが
- ✖ 爆弾のようなものは持っているか
- ✖ 化学品などは持っているか

犯人の目的など

- ✖ 行き先の要求はあるか
- ✖ 金品の要求はあるか
- ✖ 具体的な要求はあるか

車内の状況など

- ✖ 乗客に怪我人はいるか
- ✖ 運転者は怪我していないか
- ✖ 具体的な要求はあるか
- ✖ 個別に人質に捉えられている人はいるか
- ✖ 犯人は興奮している様子が
- ✖ 車内をうろついているか
- ✖ 乗客は 10 名以下か
- ✖ 乗客は 20 名以下か
- ✖ 小さな子どもはいるか
- ✖ 老人はいるか
- ✖ 身体の不自由な乗客や介護が必要な乗客はいるか

(2) バスターミナル

1) 巡回・警戒

- ・従業員・警備員等の警戒要員による警戒態勢を明示した巡回による牽制機能の徹底
- ・監視カメラの設置・増設及び作動状況の再確認
- ・巡回ルートを毎回変えつつ、巡回チェックシートに従った日々の定期巡回の的確な実施

【警戒強化時】

- ・巡回警備に逆回りやランダムなパターンを加える
- ・見せる警備・警戒の強化
- ・バス運行終了後もターミナル内の照明を点灯したままとし、警戒を続ける

2) 不審者・不審物、不審車両対策

- ・警察等との連携の明示
- ・ゴミ箱の集約化、透明なゴミ箱の設置
- ・点検口、消火設備扉等の封印
- ・待合室、車路、連絡通路、階段等の清掃・整理整頓の徹底
- ・立入制限エリア・パブリックエリアのセキュリティゲート等による分離
- ・従業員・出入業者の識別票（IDカード、入館証、制服等）の着用
- ・施設における各施設箇所の徹底と確認
- ・夜間における屋内外の照明点灯
- ・車両入構証の発行、放置車両の撤去
- ・モニターテレビ、放送等による監視と注意喚起
- ・不審者情報等の警察への連絡の徹底

【警戒強化時】

- ・コインロッカーの使用制限または使用禁止
- ・ゴミ箱の撤去
- ・バス乗り場を監視できる場所に目立つようにカメラを設置
- ・バスターミナル周辺を含め、放置自転車の撤去

3) 事前準備や利用者への協力要請

- ・施設が設置した管理物への識別（管理）票の付与
- ・防犯・退避用資材の整備
- ・不審者・不審物発見時に連絡・通報できる非常用ボタンの設置及び周知
- ・ポスター掲示や場内放送等による不審者・不審物発見に関する警戒強化・協力要請

4) テロを想定した訓練の実施

- ・テロ発生を想定した訓練、爆破予告電話への対応訓練等の定期的な実施

コラム3 巡回・警戒のポイント

テロ対策として、巡回・警戒を行う際に、不審者や不審物に対する確認のポイントは、次のような事項があります。各事業者の施設等の状況にあわせて、確認項目リストを作成し、日ごろの巡回において確認項目リストに従って警戒をすることでテロを未然に防ぐことが重要です。

必 不審者

- ・同じ場所を行ったり来たりする等目的もなく徘徊している
- ・バス車内や待合室で荷物を意図的に置き去ろうとする等の挙動不審な行動
- ・長時間立ち止まっている
- ・撮影スポットでない場所での撮影・録画、防犯カメラや警備員を撮影している
- ・防犯カメラの位置、警備員の巡回ルートや時間を観察、記録している
- ・意図的にトラブルを起こし、警備体制をチェックしている
- ・立入禁止場所や通常立ち入らない場所への立ち入っている
- ・乗車したまま長時間駐車している見かけない車両
- ・立入制限区域内における識別票（IDカード、社員証等）を着用していない
- ・内部に物を隠せそうな服装や不必要に大きな物品を携帯している



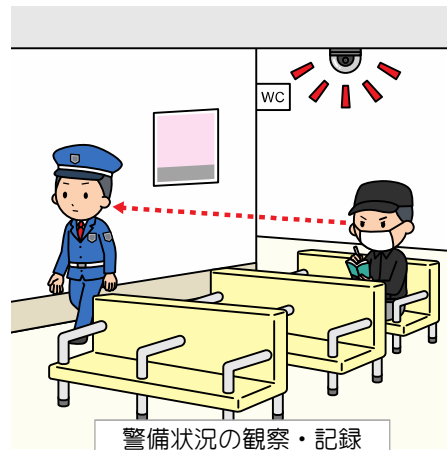
荷物の意図的な置き去り



不必要に大きな物品を携帯



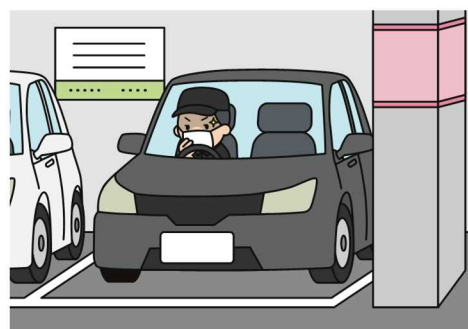
撮影スポット以外での撮影



警備状況の観察・記録



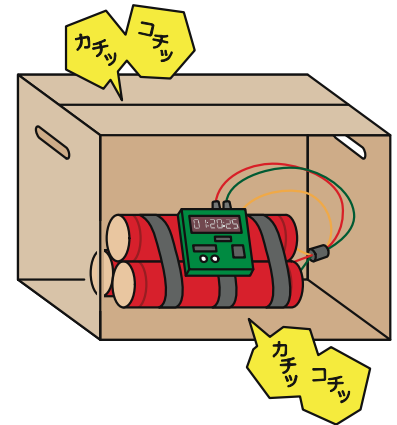
立入制限区域内への進入



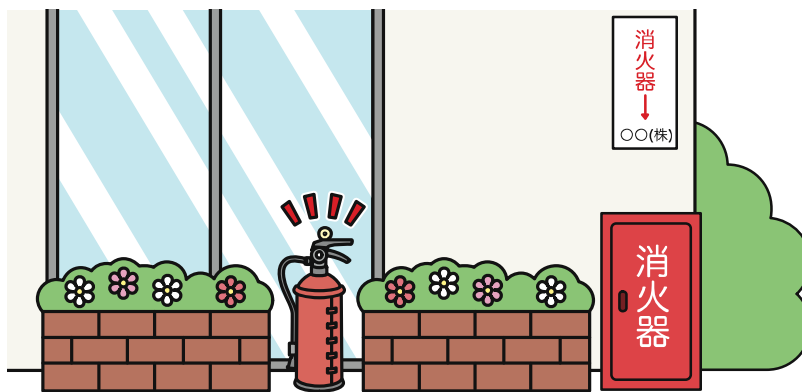
長時間駐車している車両

必 不審物

- 長い時間放置されている物
- 明らかに施設が設置した管理物以外の物
- 植木鉢や消火栓の中等に置かれた物
- 爆発物を想像させる形状や音がする物（リード線や回路の基板、電池、時計等が見える物など）
- 異臭がし、液体が漏れている物
- 「爆発物」や「危険物」などの表示がある物
- 粘着テープ等で嚴重に梱包されている物
- 宅配物等の送付状に定規を使って文字が書かれているなど、不自然な物
- 宅配物等の送付状に記載されている品物名と内容物の重さが釣り合わない物
- 包装用のひもの一部が包装紙の中に入っている物（開くと爆発する可能性がある）



爆発物を想像させる物



施設が設置した管理物以外の物



爆発物や危険物の表示物



記載物名と重さが釣り合わない物

コラム4 先進的警備システムの活用

テロ発生を未然に防ぐためには事前に不審者や不審物を見つけ、対応することが重要です。

巡回・警戒では、巡回を行うタイミング以外で不審者や不審物を見つけることが難しい、常時異常かどうかを確認できないなどの問題がありますが、防犯カメラや監視カメラと AI 技術を組み合わせた「先進的警備システム」では、自動的に不審者や不審物を見つけることができます。

「先進的警備システム」は、防犯カメラの映像から AI 技術により、「一定時間放置された物体を不審物として検知」、「通常行動に対して、異常な行動をとった人物の不審行動の検知」、「あらかじめ登録された不審者の顔画像と映像の顔認証を行い、不審人物の検知」などをリアルタイムかつ自動的に判断し、管理者へ通報することができるシステムです。

現在、セキュリティ機器メーカーや警備会社などで先進的警備システムが開発されており、国土交通省では、これらの開発会社と実証実験を行う等、先進的警備システムの普及に向けた取り組みを行っています。

	A社	B社
特徴	防犯カメラの延長のシステムであり、安価に導入可能です。(既存の防犯カメラを使用できる場合もあります。)	人の行動に特化した AI で、さまざまな動きの検知が可能です。既存のカメラをそのまま使え、カメラの自律学習による違和感の検知も特徴の一つです。
導入費用	数十万円～百万円 *設置場所により金額が異なります。	0円
ランニングコスト	不要	月額数十万～ (システム利用料・保守費用込み)
不審者検知	○ (侵入者)	○ (侵入者、異常行動)
不審物検知	○	×
オプション	顔認証 (30～50万円)	人数計測、混雑状況検知 (月額3万円～)
導入可能場所	導入環境により異なるため、メーカーへの問合せが必要です。	導入環境により異なるため、メーカーへの問合せが必要です。

自治体等によっては、防犯カメラ補助金・助成金制度があるので調べてみましょう。

自動検知イメージ



置き去り荷物を検知



不審行動者を検知

出典：国土交通省ホームページ 2020. 3. 27
バスターミナル等における先進的警備システム実証実験結果とりまとめ

第2章 不審者・不審物発見時の対応

不審者や不審物が発見された際には、従業員や利用者の安全を優先した対応が必要です。このためには、あらかじめ対応方法や役割分担を明確にしておき、警察への通報や利用者の誘導、不審者・不審物に対応することが重要です。

(1) 不審者への対応

1) 管理室等での対応

- ・従業員、巡回員、利用者等からの連絡・情報提供を受け、防犯カメラによる当該者の捕捉、録画を実施する
- ・役割分担に基づき、警察へ通報し、協力要請を行う
- ・不審者の観察（性別・年齢・服装・持ち物・その他気づきの点）
- ・役割分担に基づき、巡回員、待機員の招集と現場での不審者監視（二人一組で行動）、無線、ヘルメットの携行、無線による逐次報告を指示し、現場に派遣する

2) 現場での対応

- ・巡回時に不審者を発見した場合は、不審者の行動を確認し、管理室等へ連絡する
- ・利用者や自身の安全を最優先に、不審者を刺激するような言動はしないように注意して「お困りですか」、「どうされましたか」といった声掛けを行う
- ・管理室の指示により、警察官到着まで二人体制にて監視を行う
- ・さす又を用意し、必要に応じ使用する
- ・警察官到着時に状況を報告し、必要に応じて協力する
- ・利用者の避難が必要であれば安全な場所への避難誘導を行う
- ・避難誘導を完了後、管理室に報告する



(2) 不審物発見時の対応

1) 管理室等での対応

- ・従業員、巡回員、利用者等からの連絡・情報提供を受けて、巡回員、待機員等を現場に派遣する
- ・管理室は報告のメモを時系列に取り、警察への通報や連絡時に活用する
- ・役割分担に基づき、警察へ通報を行うとともに、避難誘導を行う者を現場に派遣する
- ・防犯カメラ等を活用し、継続して不審物の監視を行う
- ・利用者のバスターミナルへの立入制限を行う
- ・バスターミナルへのバスの進入を停止し、バスをバスターミナル外に移動させる

2) 現場での対応

必 行動原則

- ・不審物は無理に確認せず、「触らない、動かさない、近づかない、嗅がない」
- ・連絡時は、分かったことだけでもすぐに報告する

必 現場での対応

- ・巡回時に不審物を発見した場合には、管理室等に報告する
- ・管理室等へ現場の状況を報告するとともに不審物の周囲にいる利用者を避難させる
- ・ロープ等を使用し立入制限区域を設定した後、不審物からできるだけ遠くへ避難する
- ・不審物にはむやみに近づかずに、状況を管理室に逐次報告する。リード線、電池、鉄パイプ等の一部が見える、時計の音が聞こえるような場合は、特に注意を払う必要がある
- ・利用者を不審物のある場所からできるだけ遠くに誘導する。また、壁や囲い等の遮蔽部の陰等がある場合はそれらを活用し、安全な方向・場所に誘導する
- ・警察官到着時に状況を報告し、必要に応じて警察官に協力し、その後は警察官の指示に従う



第3章 予告電話を受けた際の対応

(1) 予告電話受電時の対応

- ・爆破予告電話を受けた者は、近くにいる者にメモ等を渡し、「責任者」に今、脅迫電話を受けている旨を連絡する。また、可能な場合は通話内容を録音する。
- ・一応信憑性のあるものとして冷静に対応し、脅迫電話チェックリスト（12 ページ参照）に基づき、通話内容を正確に聞き取る
- ・通話を中断させず、質問等により会話を引き伸ばし、できる限り情報入手を心がける
- ・直ちに犯人との会話の詳細を脅迫電話チェックリストに記録する

(2) 予告電話受電後の対応【予告メール・SNS 書き込みに際しては参考】

- ・役割分担に基づく責任者に速やかに報告を行う
- ・責任者は、明らかにイタズラであると断定できるものを除き、危険回避のため避難を指示する
- ・警察への通報を最優先とし、運輸局等関係当局にも情報を連絡する
- ・警察・運輸局等の関係当局の指示に従う
- ・社内の連絡・報告は、各社が定めた緊急連絡網により行う
- ・連絡時は、分かったことだけでもすぐに報告する
- ・運行中の車両に対応を求める必要がある場合には、乗客及び運行の安全を確保するため、乗務員に対してその旨の連絡を行う
- ・共同運行会社や地域事業者等の関係者に対し、地方バス協会と連携して必要な情報を伝達する
- ・バス運行中に、営業所や警察等から予告情報に対する対応を要請された場合には、乗客及び運行の安全を確保するため、直ちにその指示に従う
- ・予告の具体性によって乗客に協力を求める必要がある場合には、警察や営業所等の指示により、過大な不安を与えることが無いよう配慮しつつ、乗客に対し事実を伝え、協力を求める

チェックシート（..）φ

爆発予告電話を受けた時の質問事項

- ・爆弾はいつ爆発しますか
- ・現在どこにありますか
- ・どのような形をしていますか
- ・どんな種類の爆発ですか
- ・どうすれば爆発しますか
- ・あなたが爆弾を仕掛けましたか
- ・なぜですか
- ・あなたはどこに住んでいますか
- ・あなたのお名前は

脅迫に使われた正確な言葉

- ・
- ・
- ・

相手の性別、日本人か外国人か、年齢層

- ・

電話がかかってきた電話番号

- ・

通話終了後、直ちに報告する連絡先

- ・

第4章 テロ発生時の対応

テロが発生してしまった場合には、事前に作成したマニュアルに従って関係者と連携し、利用者や従業員の安全を優先して対応することが重要です。

(1) バスジャックへの対応

1) 車両における乗務員の対応

a. 行動基本3原則

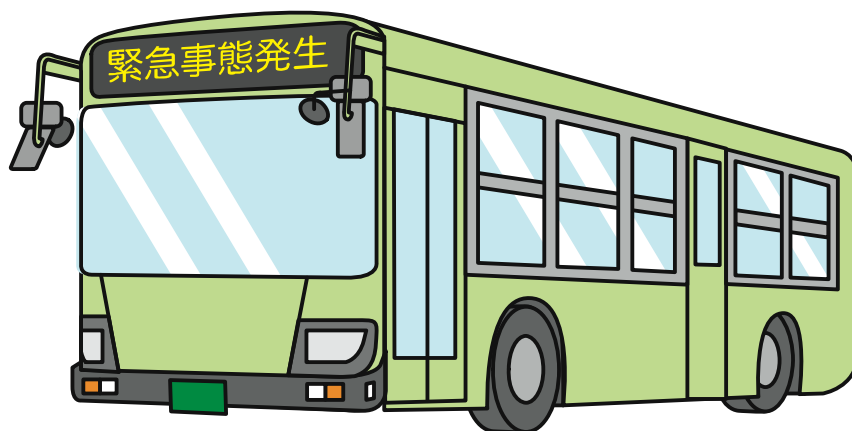
- ✓ 乗客の安全確保を最優先する
- ✓ 運行の安全確保に最善をつくす
- ✓ 乗客及び運行の安全を確保するため、原則として、犯人の要求に従って行動する

b. 乗務員の対応

- ・状況を判断したうえで、犯人に気づかれないよう、非常用防犯灯等の緊急連絡装置を作動させ、車外へ知らせる
- ・無線、携帯電話等の通信機器が装備されており、その使用が可能な場合には、その機器により最寄りの営業所及び警察に連絡する

c. 留意事項

- ・犯人を刺激しないよう、できる限り慎重に対応する
- ・犯人の個人的な内部事情に立ち入る会話をしない
- ・状況が許せば、子ども、高齢者等を優先し乗客を解放するよう犯人に求める
- ・犯人について、人数、特徴並びに凶器の有無及び目的を把握する
- ・無謀な犯人確保等を行わず、警察の対応に対して、できる限りの協力を行う
- ・乗客数と特徴（性別、年齢等）をできる限り把握する
- ・乗客の健康状態、心理状況に配慮し、状況が許せば乗客に呼びかける



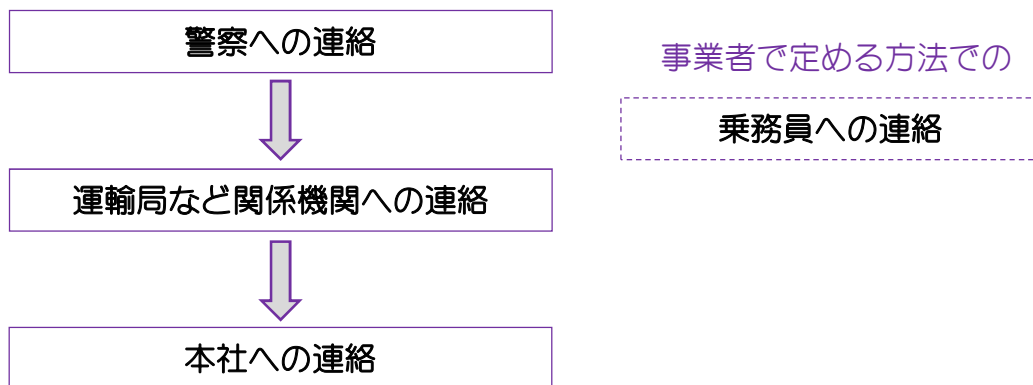
2) 事業者（営業所等）における対応

a. 発生時の連絡・報告

- ・被害車両や他の車両等警察以外から発生情報を入手した場合は、警察への連絡を最優先し、その指示に従う
- ・運輸局等関係当局に対しても、速やかに発生情報を連絡し、指示に従う
- ・社内の連絡は、本社への連絡を最優先し、各社が定めた緊急連絡網により行う
 - ✓ 本社報告責任者は最高責任者への報告を最優先とする
 - ✓ 本社が勤務時間外の場合は、本社報告責任者又はその代務者の予め指定された連絡先に連絡し、報告する
- ・連絡時は、分かったことだけでもすぐに報告する
- ・被害車両その他運行中の車両に対応を求める必要がある場合には、乗客及び運行の安全を確保するため、乗務員に対してその旨の連絡を行う
- ・共同運行会社や地域事業者等の関係者に対し、地方バス協会と連携して必要な情報を伝達する

b. 対策本部の設置等

- ・本社は、バスジャックの発生情報を受けた場合は、直ちに、各社が定めた設置要領に基づき、対策本部を設置する
- ・対策本部は、各社が定めた動員体制に基づき、社員を招集する。事件の進捗状況によっては親会社（親会社がある場合）及び地方バス協会へ応援を要請する
- ・対策本部における総務、広報、現場支援、被害者対策等の各部署は、各社が定めた業務処理要領に基づき、業務を行う。特に、警察、消防、運輸局等関係機関に対する対応及び被害者等への対応は、予め定めた責任者が一元的に行う
- ・被害者等への対応は、次の原則を基本とする
 - ✓ できる限り、家族等への情報提供を充実する
 - ✓ 支援措置に最善をつくす
 - ✓ 誠心誠意、被害者等への対応を行う
- ・安全な状況であることが確認できた路線・区間については、運行を継続する。



(2) 爆発物や生物・化学剤への対応

1) テロ直後の対応

A. 通報・連絡

- ・不審物が爆発した場合や同一場所で複数の人が倒れ込んでいる、咳き込んでいる、嘔吐している、気分が悪くなり、皮膚や目、鼻に症状を訴えているなど、生物・化学剤等の使用が疑われる場合は、速やかに責任者、警察、消防に通報する。

B. 利用者の避難誘導

a. 爆発の場合

- ・各役割分担に応じて、初期消火、避難誘導、情報収集等を行う
- ・警察、消防が到着するまでロープ等を使用し、暫定的に立入制限区域を設定する
- ・速やかに利用者を現場から避難誘導し、けが人が発生した場合は、速やかに応急措置を行う
- ・爆発等の余波による落下物や転倒に備え、自動販売機やロッカーから離れて姿勢を低く、頭を保護するよう注意喚起を行う
- ・爆発等に伴い出火を発見した場合には、付近の者に大声で出火した場所等を伝え、直ちに自衛消火に努める
- ・火災が発生している場合は、煙を吸い込まないように濡れた布で鼻と口を覆い、身を低く床に近づけて非常階段に避難する

b. 生物・化学剤等の使用が疑われる場合

- ・各役割分担に応じて、避難誘導、情報収集等を行う
- ・「触らない、動かさない、近づかない、嗅がない」の原則を厳守する
- ・利用者を安全な場所へ避難誘導する
- ・避難誘導の際には、なるべく風下を避けて風上方向へ避難し、口、鼻をハンカチ等で覆い、速やかに発生現場から避難する
- ・現場から離れ、警察、消防の到着を待ち、連携して救出・救護活動を行う

C. 状況報告

- ・避難誘導班の責任者は、利用者、従業員の安否確認等の状況を情報収集班に速やかに連絡する

2) テロ発生後の対応

A. テロ対策本部等の設置

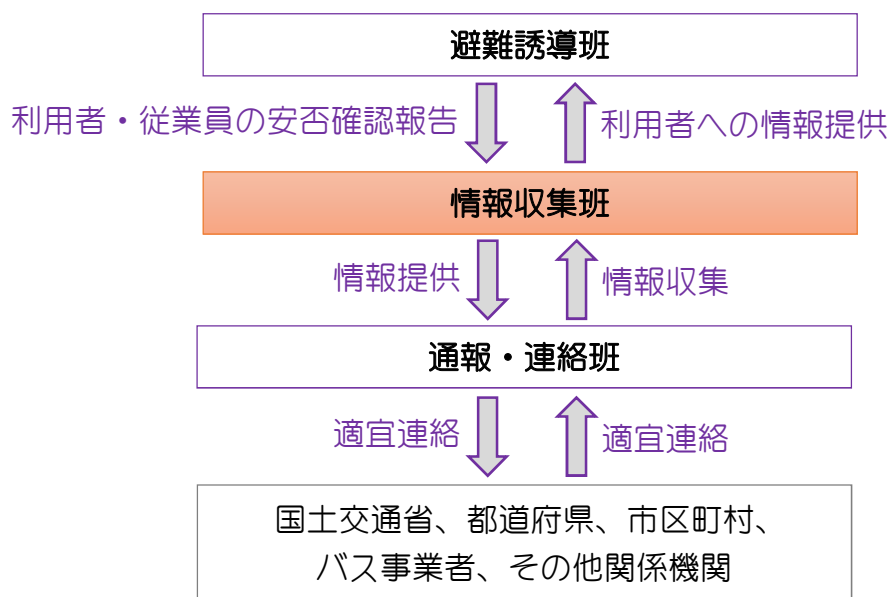
- ・テロ対策責任者（本部長）は、所定場所に直ちにテロ対策本部を設置する
- ・所定場所に設置ができない場合は、被害の状況を踏まえて指示する

B. 情報の収集、報告

- ・情報収集班は、テロ等に関する情報、乗り入れバスの運行状況、他の交通機関の状況等の情報の収集に努める
- ・避難誘導班は、情報収集班より受けた情報をもとに、バスの運行状況等の情報提供を利用者へ適宜行う
- ・通報・連絡班は、必要に応じ当社施設の状況等を国土交通省、都道府県、市区町村、バス事業者、その他関係機関に連絡する

C. 閉館時に発生した場合の対応

- ・閉館時にテロが発生した場合には、宿直社員全員の安否確認を行う
- ・安否確認後、可能な範囲で出火の可能性のある場所の確認、被害状況の確認等を行うこととする
- ・確認結果は緊急連絡網に従い速やかに報告する
- ・二次被害（爆弾が数箇所にあることが想定される場合等）等が予想される場合には、安全と考えられる場所への避難を最優先とする



第5章 テロ対策の体制の構築

テロ対策の体制の構築に当たっては、事業者の特性（地域やグループ会社や関係機関の有無等）に応じて検討してください。また、定期的に連絡網の確認・更新を行うことも必要です。

（1）緊急連絡網の整備

1）社内緊急連絡網

- ・各事業者が実情に合わせ、社内の連絡・報告網を定める
- ・最高責任者への報告を行う

2）関係者への緊急連絡網の整備

- ・夜間・休日も含めた運輸局、運輸支局、バス協会、地域のバス事業者及び共同運行会社への緊急連絡に対応できるよう、緊急連絡網を整備する。
 - ✓ 一般路線バス事業者及び貸切バス事業者は、地方バス協会、警察本部、運輸局、運輸支局と共有する
 - ✓ 空港連絡バスを含む高速バス事業者については、高速道路会社や空港管理者を加える
 - ✓ バスターミナル事業者は、乗り入れるバス事業者、地方バス協会、警察本部、運輸局、運輸支局、ターミナル内のテナントと共有する

○緊急連絡先控えサンプル

会社関係	本社総務部	—	—
	本社秘書室	—	—
	本社安全対策担当部署	—	—
	総務部長（携帯）	—	—
	秘書室長（携帯）	—	—
	安全対策担当者（携帯）	—	—
	サイバーセキュリティ担当（携帯）	—	—
警察関係	最寄りの警察署	—	—
	最寄りの交番	—	—
その他 連絡先		—	—
		—	—

（2）応援体制の整備

1）地方バス協会

- ・地方バス協会は、傘下事業者に非常事態が発生した場合の連絡・応援体制を定める
- ・事業者が多い地方バス協会にあっては、必要に応じて、ブロック別体制を定める

2) グループ会社

- ・グループ会社は、親会社を中心に非常事態が発生した場合の連絡及び応援体制を定める
- ・その他、グループ会社の実情に応じて必要な事項を定める

(3) 対策本部

1) 対策本部設置要領の策定

- ・緊急事態発生の際は、各事業者が実情に合わせ、対策本部を設置することとし、予め対策本部設置要領を策定する
- ・対策本部には、役割を定めた班を編成し、責任者及び動員体制を予め定める
- ・責任者が不在の場合には、予め定めた代行者がその役割を代行する
- ・代行者が不在の場合には、出勤している役職上位者が代行する
- ・各社において災害対策本部や事故対策本部等の体制が既に構築されている場合は、それらを準用する方法もあり得る

2) 役割分担

- ・対策本部設置要領において、各班の役割分担を明確にする。

必 主な役割

- ・現場に臨場し、現場での対応
- ・初期消火等の対応
- ・警察、消防、運輸局等の関係機関への連絡・報告
- ・利用者の避難・誘導
- ・利用者の家族等への状況報告、サポート
- ・個人情報保護に留意しつつ、利用者の氏名、年齢、連絡先等の情報の整理
- ・報道機関への対応
- ・社内外の各種情報の収集、整理、共有
- ・負傷者等への対応、状況把握等
- ・現場近くの警察署、消防署、搬送された病院の電話番号などを整理する
- ・社内各営業所への情報共有、状況に応じて現場対応の指示
- ・運輸局、運輸支局、バス協会等と連絡を密にして、グループ会社、共同運行会社及び地域のバス事業者等、関係事業者に注意喚起情報の伝達等必要な連絡
- ・当該車両の図面、同型式車両の所在営業所の把握
- ・状況に応じて、バスメーカー、ボディメーカー等に応援を要請

さいごに

各事業者においては、本マニュアルの内容を参考に、それぞれの状況に応じたテロ対策の改善を図りましょう。

- ✓ 要約・小型化した対処要領を作成し、従業員・警備員等に常時携帯させましょう
- ✓ バスジャック対策やテロ対策のマニュアル策定済みの事業者は、必要に応じて見直しを行いましょう

本マニュアルは、バス事業者、日本バス協会、都道府県バス協会、
有識者のご協力のもと、作成しました。

令和5年3月

国土交通省 自動車局